

秋田市立小・中学校AED（自動体外式除細動器）賃貸借仕様書

第1 賃貸借の概要

1 賃貸借物件名

秋田市立小・中学校AED（自動体外式除細動器）賃貸借

2 賃貸借の目的

秋田市立小・中学校で使用するAED（自動体外式除細動器）の設置および定期交換消耗品の交換を行うもの。

3 設置台数および設置場所

別紙「設置台数・設置場所一覧」のとおり

4 賃貸借期間

令和4年12月1日から令和9年11月30日まで

第2 賃貸借の内容等

1 賃貸借の実施要領

(1) 賃貸借物件（以下「物件」という。）の機器等

ア AED本体（CU製CU-SP1）	35台
イ キャリングケース	35個
ウ 両用電極パッド	35個
エ 大容量使い捨てバッテリー	35個
オ レスキューセット	35個
カ その他標準的な付属品	

(2) 定期交換消耗品および交換

バッテリー、電極パッドおよびレスキューセット等の消耗品の定期交換は、使用期限までに賃貸者が自ら行い、その費用は賃貸借料に含むこと。

(3) 次の4点に合致する製品を指定し同等品は可とする。

ただし、同等品により入札参加する場合は、同等品と確認できる資料を担当へ提出し、承認を得ること。

ア 出力エネルギーはJRC蘇生ガイドライン2015に対応していること。

イ モードの切替やパッドの交換により小児が使用できること。

ウ バッテリー挿入時に内部回路のセルフチェックができること。

エ 本体へのデータ保存機能を有すること。

(4) 各学校の指定する位置に設置し、段ボール等の梱包材は全て持ち帰ること。

(5) 物件の設置又は交換をしたときは、速やかに本市の確認を受けること。

(6) 確認の結果、合格と認められないときは、賃貸借人は本市の指定する期日までに物件の交換又は修理等を行うこと。

(7) 賃貸借期間中、物件に通常使用による破損等が発生したときは、破損等の状況に応じて修理又は交換をすること。

(8) AED使用後に交換が必要となる消耗品（両用電極パッド）については、無償で交換作業を実施すること。

- (9) (2)の定期交換消耗品以外に、追加で交換が必要になった消耗品（両用電極パッド、大容量使い捨てバッテリー等）については本市と協議の上、別途手配すること。
- 2 事前準備
貸出人は、令和4年11月30日までに物件の設置を完了するとともに、遅滞なく物件設置等完了報告書を提出すること。
- 3 服装等
物件の設置又は交換等に当たっては、社名入りの作業着、名札または腕章を着用するなど、物件の賃貸借人であることを明確にすること。
- 4 経費負担
物件の設置等に必要なる消耗品は、賃貸人の負担とする。
- 5 賃貸借方法
本市と賃貸人との間で契約を締結する。
- 6 賃貸借料の支払い
月毎に、請求に基づき、請求を受理した日から起算して30日以内に、契約金額を60で除して得た額（1円未満の端数が生じる場合は、最終月で調整）を支払うものとする。

第3 その他

本仕様書の記載に疑義がある場合、または記載のない事項がある場合は本市と協議すること。